

# 事務所便り

平成27年8月号

平成27年8月20日

鎌田公認会計士事務所

公認会計士 鎌田直善

税理士 鎌田ふくみ

お盆過ぎから、朝晩しのぎやすい気温になり、北海道の夏の短さを感じます。  
散歩も億劫だった暑い日はどこへ行ったんでしょう。

## マイナンバー制度と会計業務について

税理士 鎌田ふくみ

平成28年1月から、社会保障・税・災害対策の行政手続でマイナンバーが必要になります。数か月前から新聞雑誌等、各種報道でお耳に達していることと思います。

このうち、私たちの業務に直接かかわるのは税の部分です。

税務当局に提出する申告書、届出書などに記載します。

事務所において取り扱う個人番号には、相当の注意が払われねばなりません。具体的な事務内容は以下の通りです。

顧問先との業務委託契約等に基づき、

- ① 給与所得に係る源泉徴収票等の作成事務を行う際に、顧問先の従業員等（扶養親族も含む）の個人番号を取得し、源泉徴収票等に記載し行政機関等に提出する。
- ② 税務代理又は税務書類の作成に係る事務を行う際に、顧問先に係る個人番号を取得し、当該申告書等に記載し行政機関等に提出する。

具体的には、所得税申告書、源泉徴収票、扶養控除等申告書、保険料控除申告書、支払調書（受取人が個人）が個人番号を必要とします。個人番号を取り扱う事務において作成する書類等に記載する情報の全てが特定個人情報に該当しますので、今後、私共の事務所内においても、これらの作成管理には十分に配慮いたします。

事務所内における安全管理措置として、概略、以下のことを実施しております。

- ① 顧問先様別に個人番号に関わる担当者を明確にし、日々の執務記録により責任者（所長・副所長）が状況把握します。執務記録につきましては、現状においても各自が責任者に報告し、データとして残すシステムを確立しております。
- ② 事務所内にパソコンが複数台ありますが、ウィルス対策ソフト等により部外者がアクセスできない環境を構築しています。また、職員にはパスワードによるアクセス制御をしております。
- ③ 職員退勤時には、事務所出入口は施錠をします。建物全体は専門業者が24時間管理しています。来客スペースは職員執務場所・パソコン設置場所とは別途に設けています。
- ④ 現状、会計システムについてはTKC・JDLを状況に応じ採用しております。両システムともにマイナンバーに対応しております。

今後の課題として、顧問先様との業務契約書の作成・見直しの必要が出てくるものと考えています。特定個人情報等の取扱いに係る規定を設ける、又は、別途、覚書の書面を用意することになるかと思えます。その節には、改めてご案内いたしますので、よろしくお願いたします。

## 消費税の仕入税額控除要件について

スタッフ 田中 澄江

消費税の納付税額は、課税期間中の課税売上高（税抜）に100分の6.3（※1）を乗じた金額から課税仕入高（税込）に108分の6.3を乗じた金額を差し引いて計算します。課税仕入高に108分の6.3を乗じた金額を差し引くことを「仕入税額の控除」といいます。

この「仕入税額の控除」の適用を受けるためには、課税仕入れ等の事実を記載した帳簿及び請求書の両方を保存することが要件となっています（税込の支払金額が3万円未満の場合には帳簿のみの保存で可）。請求書の保存については、適切に行われていることが多いですが、課税仕入れ等の事実を記載した帳簿については、なかなか意識が向いていないこともあるようです。

具体的には、帳簿とは振替伝票や総勘定元帳、各種出納帳等を指しますが、それらの帳簿に、次に掲げる事項が記載されている必要があります。（消法30条8項）

- イ) 課税仕入れの相手方の氏名又は名称（誰から買ったのか）
- ロ) 課税仕入れを行った日（いつ買ったのか）
- ハ) 課税仕入れに係る資産または役務の内容（何を買ったのか）
- ニ) 課税仕入れに係る支払対価の額（いくらで買ったのか）

これらの記載がない場合、仕入税額の控除ができない可能性もありますので、自社の帳簿の記載内容について、不足がないかどうか、今一度、点検をお願いします。

また、これらの要件を満たすために、当事務所の担当者が取引の詳細をお尋ねすることもあるかと思いますが、ご協力いただければ幸いです。

※1 消費税6.3%が課税される取引には、地方消費税1.7%も課税され、合わせて8%の負担となります。

詳しくは、スタッフにご相談ください。

## 営業時間のお知らせ

土・日・祝日が定休日です。職員の勤務時間は6月～11月まで、9時～17時です。よろしくお願いたします。

バックナンバーは、<http://www.kamada-cpa.jp/>でご覧いただけます。